

葛巻町農業委員会 第2回総会議事録

1 日 時 令和6年8月27日(火) 午後4時38分から午後5時12分

2 会 場 ふれあい宿舍グリーンテージ エネルギーホール

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

報告第3号 農地転用後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第4号 農地の現状変更完了報告書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

議案第5号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

4 出席委員

①門 場 政 一

②久 保 淳

③藤 森 康 隆

④明 石 義 信

⑤折 元 大 樹

⑥戸 花 豪 紀

⑦山 本 一 英

⑧星 野 順 子

⑨外 平 静 子

5 欠席委員

な し

6 議事録署名委員

⑤折 元 大 樹

⑥戸 花 豪 紀

7 書記（農業委員会事務局）

大久保 栄作（事務局長） 和 野 美 歌（事務局長補佐）

議 長（門場会長）

ただ今から、葛巻町農業委員会第2回総会を開会します。本日の出席委員は9名中9名で、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は5番折元委員、6番戸花委員のお2人を指名いたします。また、会議書記は、事務局職員の大久保事務局長と和野補佐を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第3、会務報告について事務局の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

月 日	内 容	出 席 者
7月25日	農地パトロール E班（町内）	外平委員、木戸場推進委員、 端坂推進委員、和野、峠館
7月26日	相続登記の義務化と所有者不明農地制度にかかる研修会 （WEB）	峠館
7月29日	令和5年度決算審査（常任委員会室）	大久保事務局長、和野
7月30日	地域計画策定に係る振興局との打合せ （3階ミーティングスペース）	和野
7月31日	第13回地域計画策定に向けたWEB意見交換会（WEB）	和野
8月7日	農業委員会サポートシステム活用促進研修会（4C会議室）	和野、峠館、寺畑
8月20日	農業委員辞令交付式（4C会議室）	農業委員9名、大久保事務局長
	第1回総会（まき×まきホール）	農業委員9名、事務局
8月22日	現地調査（町内）	久保職務代理、外平委員、 和野、峠館

議 長（門場会長）

ただ今の報告について何かご発言がございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので以上で日程第3、会務報告を終わります。

次に日程第4、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は1ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定ですが、法務局で農地の相続登記を行い、名義変更が完了したら農業委員会に届出をしなければならないことになっています。

今月の農地法第3条の3第1項の規定による届出書は5件でございます。

受理通知書については、8月23日に送付させていただいております。以上でございます。

この報告は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を2番久保職務代理にお願いします。

現地確認の結果を報告します。

1番は、家庭菜園として利用されておりました。

2番は、畑4筆のうち1筆は草地として、1筆は利用されておりませんでした。2筆は以前4条申請により植林されておりました。

3番は、家庭菜園に利用されておりました。

4番は、畑 10 筆のうち、4筆はデントコーン、2筆は蕎麦、1筆が草地、1筆が管理されており、2筆が使用されておりませんでした。

5番は、田1筆は管理されており、畑4筆のうち3筆は草地、1筆は使用されておりませんでした。以上です。

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

次に日程第５、報告第２号、農地法第６条第１項の規定による報告書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。和野補佐。

議案書は2ページをご覧ください。1件受理しましたので、ご報告いたします。

農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得し、農業を行うことのできる法人で、毎年事業年度の終了から３ヶ月以内に農業委員会へ報告書を提出することになっています。

令和6年7月17日に届出のあった●●●●●●●●●●●●●●●●から受理したもので、事業年度は令和5年5月1日から令和6年4月30日までの、1年間です。

農地所有適格法人の要件として４つございますが、まず一つ目の法人形態としては有限会社、二つ目の事業要件につきましては、売上高の過半が農業であること。それから三つ目の構成員要件でありますが、農業関係者の議決権が総議決権の２分の１を超えていること。最後に四つ目の業務執

行役員要件ですが、役員の過半が常時従事者であり、そのうちの1人以上が農作業に従事していることが要件になっておりますが、いずれも適合すると認められるものです。以上になります。

議 長（門場会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

次に日程第6、報告第3号、農地転用後の工事進捗状況報告書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は3ページをご覧ください。転用とは農地を農地以外の方法で利用できるようにすることで農地転用には農地法第4条の農地の権利移動を伴わない転用と、農地法第5条の農地の権利移動を伴う転用の2通りがございます。

農地転用が許可された際には、工事進捗状況報告書の提出が義務づけられているものでございます。

今月は、5条の転用の報告書を1件受理しましたので、報告いたします。

●●●地区の●●●●さんが今年5月14日に永久転用許可を受けた分の完了報告で、7月17日に報告書が提出されました。8月22日に久保会長職務代理と外平委員が、工事の完了を確認しております。なお、地区担当の柳岡推進委員からは、特に意見がない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。以上でございます。

議 長（門場会長）

この報告は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を9番外平委員にお願いします。

9 番（外平委員）

現地確認の結果を報告します。自宅兼作業場の裏手にある田2筆で、間の段差を解消、整地され、通路から砂利を敷き木材などの資材置場として活用できるような状態となっております。以上です。

議 長（門場会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

次に日程第7、報告第4号、農地の現状変更届の受理についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は4ページをご覧ください。農地の効率的な活用のため、段差の解消、耕作道や農業用水路を作ったりするときに現状変更届が必要で、今月は1件受理しましたので、ご報告いたします。

届出者は、●●●地区の亡き●●●●●さん相続人代表●●●●●さんで、●●●地区の国道 281 号から●●方面に約 1 km のところにある農地で、整地を行い、段差をなくし牧草地として使いやすくするための現状変更となります。申請書につきましては 5 ページをご覧ください。断面図については 6 ページ、農地の位置につきましては 7 ～ 9 ページをご覧ください。以上でございます。

議 長（門場会長）

この報告は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を 2 番久保職務代理にお願いします。

2 番（久保職務代理）

現地確認の報告をします。届出のあった農地は、●●●地区の田 1 筆を 10 に分けて使用されていたもので、今までは水稻やソバを作付けしていたようです。

これからは草地として活用する予定で、段差を解消することで作業効率が改善されると思われます。以上です。

議 長（門場会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。星野委員。

8 番（星野委員）

この農地の所有者は●●●●●さんということですが、使うのは誰でしょうか。

議 長（門場会長）

和野補佐。

事務局（和野補佐）

今ご相談いただいている方は●●●地区の●●●●●さんで草地として利用する予定となっております。農地にも近い方なので有効活用していただけるとおもわれます。

議 長（門場会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第 4 号を終了いたします。

次に日程第 8、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は 10 ページをご覧ください。農地法第 3 条では、農地の権利移動の許可制限に関するもので、農地の貸し借りや売り買いをするときは農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

今月の 3 条申請は 1 件です。●●市の●●●●●さん所有の●●第●●地割●●の畑 1 筆 369 m²を、●●●地区の●●●●●さんに所有権移転するものです。

申請書は 11 ページから 14 ページになります。農地は●●地区で、今回譲受人が購入した宅地・住居の裏手になります。調査書は 15 ページに記載しておりますが、家庭農園として活用する計画であり、特に問題ないものと思われます。申請地の位置図は 16 ページとなっております。

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定いたします。

次に日程第 10、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。この案件は座席番号 15 番の辰柳推進委員が所有権移転の当事者となりますので、農業委員会に関する法律第 31 条、議事参与の制限の規定により退席をお願いします。

（15 番 辰柳推進委員 退席）

議 長（門場会長）

事務局より議案の説明を求めます。和野補佐

事務局（和野補佐）

議案書は 18 ページをご覧ください。同じく所有権移転分についてご説明いたします。

岩手県農業公社が所有している農地で、●●第●●地割●●の畑 3 筆 13,975 m²を●●地区の●●●●さんへ売買するものです。利用目的、売買価格等はお目通しください。以上でございます。

議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定いたします。辰柳推進委員は入室してください。

（15 番 辰柳推進委員 入室）

議 長（門場会長）

次に日程第 11、議案第 4 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は 19 ページからご覧ください。適用外証明願とは、現況が非農地である土地について、その土地の所有者等からの申請に対し市町村の農業委員会が行う農地法の適用を受けない土地である旨の証明のことです。今月は 1 件の提出がありました。

●●市の●●●●さん所有の●●第●●地割●●の畑 1 筆 61 m²です。20 ページをご覧ください。農地以外の目的に供されるに至った事由は、国道沿いで駐車場や通路として使用しており農地であるという認識がなく約 50 年経過し、現在に至っているものです。

申請地の位置図につきましては、21 ページをご覧ください。今後、農地として使用することはないものと思われます。

なお、地区担当の辰柳推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。以上でございます。

議 長（門場会長）

この議案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を 2 番外久保職務代理にお願いします。

2 番（久保職務代理）

現地確認の結果を報告します。該当地は、国道 340 号線沿いの、住宅の敷地と一体化しているとても狭い土地で、駐車場、通路として使用され、今後、農地として使用することは難しいと思われました。以上です。

議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 4 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって議案第 4 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定を求めることについては原案のとおり決定いたします。

次に日程第 12、議案第 5 号、葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局（和野補佐）

葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求められましたので、資料を別に議案第 5 号関係として添付しておりますが、説明につきましては農地に係る部分のみの説明とさせていただきますので、その他の内容につきましては、別添資料をお目通しいただきたいと思います。

議案書は 22 ページからご覧ください。

この案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則、第 3 条第 2 項の規定に基づき計画を変更する場合に市町村は農業委員会等から意見を聴取することとされており、これに対する回答内容についてご審議いただくものでございます。

23 ページをお願いします。今回の農用地利用計画の変更概要でございますが、(1)土地利用の状況(変更前の状況)の行政区域の総面積は町全体の面積でございます。

次の段の農業振興地域、これは総合的に農業振興を図るべき地域で 29,252ha のうち農用地区域が 15,430.15ha となっております。これは集団的に存在する農用地など生産性の高い農地等で農業上の利用を確保すべく指定された土地になります。

次の(2)農用地利用計画の変更をご覧ください。農用地区域から除外するのは 6.56ha で、このうち現況が農地のものが 1.32ha で、本日ご審議いただく内容となります。

24 ページをご覧ください。農用地区域から除外される内訳であります、3 筆で面積は 65,572 m² となっております。次に 26 ページをご覧ください。

1 件目の 2 筆は現況地目が原野で登記地目が畑となっておりますが、15 年前に非農地の判断を行い通知しているものでございます。

30 ページをお願いします。2 件目については登記簿、現況地目とも山林となっていることから、除外に関していずれも問題はないと思われまゝす。ですので今回は非農地通知も出ていることから現地確認は行っておりません。以上でございます。

議 長 (門場会長)

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

議 長 (門場会長)

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (門場会長)

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 5 号、葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 (門場会長)

挙手全員です。よって議案第 5 号、葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見については原案のとおり決定いたします。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第 2 回総会を閉会いたします。